⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑽　技術資料のヒアリングの有無　無

⑾　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒁　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⒂　違約金

①　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。②において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下⒂において同じ。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。①のウ及び②のイにおいて同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　上記①のイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。②のイにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

②　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

イ　上記①のイに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ　上記①のエに該当する場合であって、上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

エ　上記①のエに該当する場合であって、受注者が発注者に入札心得第４条の３の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③　受注者が、上記①及び②の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

④　受注者は、契約の履行を理由として、上記①及び②の違約金を免れることができない。

⑤　上記①及び②の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

⒃　電子入札について

①　手続き当初から電子入札システムによりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。）

②　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。）

③　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。

⒄　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け事務連絡　農村振興局設計課施工企画調整室長通知）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は九州農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績が70点未満の評定を通知された者

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。